外出自粛や施設の使用制限の要請等について（比較表）

資料２－２

| 現在 | 改正案 |
| --- | --- |
| 大阪府緊急事態措置の概要1. **区域　大阪府全域**
2. **期間　令和２年５月16日から令和２年５月31日**
3. **実施内容**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」**等**により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。●**外出自粛の要請**（特措法第45条第1項）　府民に対し、「最低７割、極力８割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。１．不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること２．接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること３．「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること（在宅勤務（テレワーク）の推進、「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用など）**●イベントの開催自粛の要請**（特措法第24条第9項）イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。 | 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）1. **区域　大阪府全域**
2. **期間　令和２年５月２３日から５月２９日**
3. **実施内容**

緊急事態宣言の区域解除を受けて、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除ただし、府内で未だ感染者が確認され、確立された治療法やワクチンもないことから、府民や事業者などに、適切な感染予防対策の実施とともに、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」登録・利用の協力を要請。あわせて、以下の内容の協力を要請。●**外出について**（特措法第24条第9項）　　府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。その際、特に次の内容について協力を要請。　　１．接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること　　２．不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること**●イベントの開催について**（特措法第24条第9項）全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請 |
| **１．外出自粛要請**（特措法第45条第1項）➢　府民に対し、「最低７割、極力８割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。【自粛を要請する内容】　　１．不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること　　２．接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること　　３．「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること　　　「新しい生活様式」の実践例　　　　　①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ２ｍ確保）　　　　　②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）　　　　　③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用　など　　　　 | **１．外出について**（特措法第24条第9項）➢　府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。その際、特に次の内容について協力を要請。【協力要請の内容】１．接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること　２．不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること 「新しい生活様式」の実践例　　①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ２ｍ確保）　　②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）　　③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用　　など |
| **２．イベントの開催自粛要請**（特措法第24条第9項）* イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】○開催規模：大小を問わない○場所：屋内、屋外を問わない○種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント（具体例）　　　祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事　等　※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請 | **２．イベントの開催について**（特措法第24条第9項）* 全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請。

【協力要請の内容】　○開催規模　　・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数とすること　　・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保すること* 全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請。

※イベントの開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。※適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。 |
| **●施設の使用制限の要請等****①期間　令和２年５月16日から令和２年５月31日****②実施内容****１　基本的に休止を要請しない施設**【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】　　⇒適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第９項）**２　特措法により休止を要請する施設**➢全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設・『遊興施設』のうち「キャバレー､ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店」「バー」「パブ」「ダンスホール」「カラオケボックス」「ライブハウス」「性風俗店」・『運動・遊技施設』のうち「体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム､スポーツクラブなどの屋内運動施設」➢クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）・『遊興施設』『運動・遊技施設』➢イベントの開催自粛要請を踏まえた施設・『集会･展示施設（貸会議室を除く）』➢5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設・『文教施設』⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）　　⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）**３．特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設**（５月１６日から休止要請を解除する施設）ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設⇒府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。 | **●施設の使用について****①期間　令和２年５月23日から5月29日****②実施内容****１　基本的に休止を要請しない施設**【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】　⇒適切な感染防止対策の協力を要請飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除**２．特措法により休止を要請する施設**　・全国でクラスターが発生した施設　⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）　　**３．特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設****（１）５月２３日から休止要請を解除する施設**・全国でクラスターが発生した施設の類似施設 　　 業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインの遵守を条件に、休止要請を解除　　・全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設、集会･展示施設、文教施設　　　業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底　　⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請**（２）５月１６日から休止要請を解除した施設**　　　⇒業種別の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底 ⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 |
| **実施内容****１　基本的に休止を要請しない施設**※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）　**（１）社会生活を維持する上で必要な施設**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 |
| 医療施設 | 病院、診療所、薬局　等 |
| 生活必需物資販売施設 | 卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア　等※百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。 |
| 食事提供施設 | 飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店　等（宅配・テークアウトサービスを含む。）※但し、営業時間については、午前5時～午後１０時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後９時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）※飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。 |
| 住宅、宿泊施設 | ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿　等 |
| 交通機関等 | バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）　等 |
| 工場等 | 工場、作業場　等 |
| 金融機関・官公署等 | 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所　等 |
| その他 | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係　等 |

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和２年５月14日改正）を踏まえた整理**（２）社会福祉施設等**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設区分 | 施設の種類 |
| 社会福祉施設等 | 保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 |

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項） | **実施内容****１　基本的に休止を要請しない施設**　※適切な感染防止対策の協力を要請　**（１）社会生活を維持する上で必要な施設**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 |
| 医療施設 | 病院、診療所、薬局　等 |
| 生活必需物資販売施設 | 卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 |
| 食事提供施設 | 飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店　等（宅配・テークアウトサービスを含む。）※飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除 飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 |
| 住宅、宿泊施設 | ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿　等 |
| 交通機関等 | バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）　等 |
| 工場等 | 工場、作業場　等 |
| 金融機関・官公署等 | 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所　等 |
| その他 | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係　等 |

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和２年５月21日改正）を踏まえた整理**（２）社会福祉施設等**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 |
| 社会福祉施設等 | 保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 |

 |
| **２　特措法により休止を要請する施設****➢全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
| 遊興施設 | キャバレー､ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店 | 施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による　個別の要請・指示も検討（施設名を公表） |
| 運動施設、遊技施設 | 体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム､スポーツクラブなどの屋内運動施設 |

**➢クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設****（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
| 遊興施設 | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場　等 | ＜同上＞ |
| 運動施設、遊技施設 | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等 |

**➢イベントの開催自粛要請を踏まえた施設**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
| 集会・展示施設（貸会議室を除く） | 集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館 | 施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による　個別の要請・指示も検討（施設名を公表） |

**➢5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
| 文教施設 | 学校（大学等を除く。） | ＜同上＞ |

 | **２．特措法により休止を要請する施設**　**・全国でクラスターが発生した施設**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
| 遊興施設 | キャバレー､ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス | 施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） |
| 運動施設、遊技施設 | スポーツクラブ |

 |
| **３．特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設****（５月１６日から休止要請を解除する施設）**ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場　等 | ・府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。・不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。 |
| 集会・展示施設 | 貸会議室 |
| 大学・学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾　等 |
| 博物館等 | 博物館、美術館、図書館　等 |
| ホテル又は旅館 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） |
| 商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 |
| 遊興施設（クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設） | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場　等 |
| 運動施設、遊技施設（クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設） | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等 |

 | **３（１）特措法によらず感染防止対策の協力を要請する施設****（5月23日から休止要請を解除する施設）**　**・全国でクラスターが発生した施設の類似施設**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
| 遊興施設 | ダンスホール、性風俗店 | ・業界団体等が専門家の知見を踏まえた感染拡大予防ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを遵守することを条件に休止要請を解除・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討 |
| 運動施設、遊技施設 | 体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設（スポーツクラブを除く） |

**・全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設（1,000㎡超）、集会･展示施設、文教施設**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
| 遊興施設（クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡を超える施設） | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場　等 | ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底することの協力を要請・不特定多数の者が利用する施設に　は、「大阪コロナ追跡システム」　の導入を要請⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請　することも検討 |
| 運動施設、遊技施設（クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡を超える施設） | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等 |
| 集会・展示施設＊貸会議室を除く | 集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館 |
| 文教施設 | 学校（大学等を除く。） |

**３（２）特措法によらず感染防止対策の協力を要請する施設****（5月16日から休止要請を解除した施設）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 施設内訳 | 要請内容 |
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場　等 | ・業界団体等が専門家の知見を　踏まえ作成した感染拡大予防　ガイドライン等を遵守し、感　染防止対策を徹底することの　協力を要請・不特定多数の者が利用する施　設には、「大阪コロナ追跡シ　ステム」の導入を要請⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討 |
| 集会・展示施設 | 貸会議室 |
| 大学・学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾　等 |
| 博物館等 | 博物館、美術館、図書館　等 |
| ホテル又は旅館 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） |
| 商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 |
| 遊興施設（クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設） | 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場　等 |
| 運動施設、遊技施設（クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設） | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等 |

 |